

東御市中小企業制度融資のしおり

(令和2年度)

《 利子補給制度 》

東御市では、次の資金を借りた場合、貸付利子の一部補助を受けることができます。ただし、次の条件に該当する方です

- ① 市内に事業所がある法人、又は市内に住所がある個人事業者
- ② 市税を完納していること

| | 資金名 | 資金の用途 | 貸付限度額 | 貸付利率 | 利子補給 | 利子補給期間 |
|-------|----------------------------|----------|--------------------------|--------------|------|--------|
| 県制度資金 | 災害対策 | 運 転 | 3,000 万円 | 1.1% | 1.0% | 5 年間 |
| | | 設 備 | 3,000 万円 | | | |
| | 経営健全化支援資金 特別経営安定対策 | 運 転 | 8,000 万円 (経営安定対策と合算で) | 1.6% | 0.6% | 3 年間 |
| | | 設 備 | 6,000 万円 (経営安定対策と合算で) | | | |
| | 新型コロナウイルス対策 | 運 転 | 8,000 万円 | 0.8% | | |
| | | 設 備 | 6,000 万円 | | | |
| | 信州創生推進資金 (創業支援向け) | 運 転 | 2,000 万円 | 1.0~ 1.1% | | |
| 設 備 | | 3,500 万円 | | | | |
| 市制度資金 | 不況対策及び倒産防止資金 (特別経営安定対策) | 運 転 | 2,000 万円 | 1.8% 以内 | | |
| | 独立開業資金 | 運 転 | 1,000 万円 | 1.5% 以内 | | |
| | | 設 備 | 1,000 万円 | | | |

《 市制度資金借換制度 》

東御市では、次に該当する方が「不況対策及び倒産防止資金（経営安定対策）」を使って借換を行なうことができます。

＜ 借換条件 ＞

- ① 借入資金の元金返済が1年以上経過しており、延滞のないもの
- ② 借換により従前の借入金を一括返済すること
- ③ 同一金融機関での借換であること
- ④ 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して担保を徴すること

《 セーフティネット保証制度 》

この制度は、取引先企業等の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害などにより、経営の安定化に支障が生じていることについて、市長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。

《 取扱金融機関 》

八十二銀行田中支店、上田信用金庫とうみ支店、上田信用金庫大屋支店、信州うえだ農協東御支所

《 適用期間 》

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

《 制度融資とは 》

市内で事業を営む中小企業者の皆様の事業資金調達の円滑化を図ることを目的に、市が預託金として市内金融機関に預託した一定額を原資として低利の融資あっせんをする制度です。

— ご利用いただける方 —

- ① 中小企業者（中小企業基本法第2条に規定するもの）
- ② 市内に事業所を有すること
- ③ 市税を完納していること
- ④ 許可等を必要とする業種でこれらを受けている者

- * 信用保証協会の代位弁済による債務の履行が終わっていない方、及び金融機関と取引停止中の方は対象になりません。
- * 法令に違反し、又は著しく公序良俗に反する行為があったと認められる場合には融資のあっせんはできません。

◇ 申込み・お問合せ ◇

| 窓 口 | 住所・TEL/FAX |
|-----------------------------|--|
| 東御市役所(庁舎別館4階) 商工観光課商工労政係 | 東御市県 281 番地 2 TEL 64-5895 / FAX 64-5881 |
| 東御市商工会 | 東御市田中 178-2 TEL 75-5536 / FAX 75-0875 |

※ この内容は、令和2年4月現在のものですので、最新の内容は市商工観光課までお問合せください。

《 東御市中小企業制度資金一覧 》

| 資金名 | 貸付対象者 | 資金の用途 | 貸付限度額 | 貸付利率 | 信用保証料 | 貸付期間 | 償還方法 | 保証人 | 担保 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|-------|----------|--------------------------------|--|--|--|----------------------------------|---------------------|--|-------------------|-----------|---|-------------------|-----------|--------------------|-------------------|-----------|--------------------|-------------------|-----------|
| 中小企業振興資金 | 中小企業者 | 運転資金 | 1,500 万円 | 年 2.3%以内 | 市補助により自己負担 5 分の 1 ※ただし、認定者の場合、又は長野県信用保証協会の創業関連保証若しくは創業等関連保証を利用できる場合は、自己負担なし | 60ヶ月以内 | 分割返済 (据置 6 月以内) | 原則として法人代表者を除き要しない | 必要に応じて徴する | | | | | | | | | | | | |
| | | 設備資金 | | | | 84ヶ月以内 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不況対策及び倒産防止資金 | ◎経営安定対策 次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 2 条第 5 項第 7 号に該当する認定者 (2) 売上高もしくは売上高経常利益率が前年同期 3 箇月間で 10% 以上減少しているもの | 運転資金 | 2,000 万円 | 年 2.1%以内 | | 市補助により自己負担 5 分の 1 ※ただし、認定者の場合、又は長野県信用保証協会の創業関連保証若しくは創業等関連保証を利用できる場合は、自己負担なし | 84ヶ月以内 | | | 分割返済 (据置 12 月以内) | 原則として法人代表者を除き要しない | 必要に応じて徴する | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | ◎特別経営安定対策 次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に該当する認定者 (2) 倒産企業との間において、経常的な取引関係が存在し、かつ、正常な取引関係に基づく債権額を有している者 (3) 危機関連保証制度要綱(平成 29・10・23 中庁第 1 号)に定める危機関連保証を利用する者 | | | | | | | | |
| 小規模企業事業資金 | 次の各号に該当する中小企業者 (1) 常時使用する従業員の数が、次のとおりである者 商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く): 5 名以下 その他の業種: 20 名以下 (2) 保証協会の債務保証の総額が 8,000 万円以下の者 | 運転資金 | 1,250 万円 | 年 2.2%以内 | | | 市補助により自己負担 5 分の 1 ※ただし、認定者の場合、又は長野県信用保証協会の創業関連保証若しくは創業等関連保証を利用できる場合は、自己負担なし | | | 60ヶ月以内 | | | 分割返済 (据置 6 月以内) | 原則として法人代表者を除き要しない | 必要に応じて徴する | | | | | | |
| | | 設備資金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 独立開業資金 | 次の各号に該当する中小企業者 (1) 新規開業予定者及び新規開業者で、事業の実施のために資金を必要とする者 (2) 市税の滞納のない者 | 運転資金 | 1,000 万円 | 年 1.5%以内 (利子補給年 0.6%を 3 年間) | | | | | | 市補助により自己負担 5 分の 1 ※ただし、認定者の場合、又は長野県信用保証協会の創業関連保証若しくは創業等関連保証を利用できる場合は、自己負担なし | | | 84ヶ月以内 | | | 分割返済 (据置 6 月以内) | 原則として法人代表者を除き要しない | 必要に応じて徴する | | | |
| | | 設備資金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共事業資金 | 公共事業のため店舗等の新築・改築・移転等を行う中小企業者 | 設備資金 | 1,000 万円 | 年 2.3%以内 | | | | | | | | | 市補助により自己負担 5 分の 1 ※ただし、認定者の場合、又は長野県信用保証協会の創業関連保証若しくは創業等関連保証を利用できる場合は、自己負担なし | | | 84ヶ月以内 | | | 分割返済 (据置 6 月以内) | 原則として法人代表者を除き要しない | 必要に応じて徴する |
| 公害防止等設備資金 | 中小企業者 | 設備資金 | 1,000 万円 | 年 2.2%以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大型店対策資金 | 投資後の店舗面積が 500 ㎡以下の小売業者等で、次の各号に該当する者(飲食業を除く) (1) 大型店の出店により、事業活動に影響を受けているもの又は影響を受けるおそれのある者 (2) 店舗の新築、改築等により個店の魅力アップや体質強化を図ろうとする者 | 設備資金 | 1,500 万円 | 年 2.2%以内 | 市補助により自己負担 5 分の 1 ※ただし、認定者の場合、又は長野県信用保証協会の創業関連保証若しくは創業等関連保証を利用できる場合は、自己負担なし | | | 建物等 10 年以内 その他の設備 7 年以内 | 分割返済 (据置 12 月以内) | | | | | | | 原則として法人代表者を除き要しない | | | 必要に応じて徴する | | |

- 1 申込者が会社又は中小企業団体の場合は、原則としてその経営上責任のある地位の役員(代表権のあるものをいう。以下同じ)が連帯保証人となるものとする。
- 2 次のような場合は連帯保証人を徴求することがあるものとする。
 - ① 実質的な経営権をもっている者、営業許可名義人、及び申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合。
 - ② 本人又は代表者が健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合。
 - ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合。
- 3 独立開業資金について、長野県信用保証協会の創業関連保証若しくは創業等関連保証が利用できる場合は、無担保、無保証人による貸付とする。(新規開業者は創業関連保証若しくは創業等関連保証の保証対象者に準じて開業後 5 年未満とする)
- 4 担保は、長野県信用保証協会が必要と認める場合に徴するものとする。
- 5 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の特定中小企業者であって、長野県信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が 1,250 万円以下であるとき、保証期間が 1 年以内であるとき、令和 2 年 4 月 1 日以降に保証申込受付したものはこの限りではない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求書を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。